

令和6年度 善意銀行「福祉ボランティア活動応援資金」払出先の募集

「福祉ボランティア活動応援資金」では、福祉ボランティア活動を行う団体を対象に払出先を募集します。

1. 払出対象 (1) 区内のみで福祉ボランティア活動を行っている団体
(2) 原則2人以上で構成されていること（法人格の有無は問わない）
(3) 助成金の10%以上の自主財源が必要です。
※連続交付は3年までとします。
※区外で福祉ボランティア活動を行っている団体は対象外です。

※ただし、次のいずれかに該当する場合は対象外となります。

- ・ 宗教活動や政治活動を目的とするものやその管理下にあるもの
- ・ 営利を目的とするもの
- ・ 法令や公序良俗に反する活動を行っているもの
- ・ 暴力団もしくはその構成員の統制下にあるもの
- ・ 地方公共団体の助成金並びに公的助成を受けているもの
- ・ 団体予算が300万円を超えているもの

2. 対象となる活動 福祉ボランティア活動とは、地域や福祉施設で行われる主に高齢者・障がい者・児童を対象とする自発的な活動をいいます。

《活動領域》

- ①地域や福祉施設での特技を活かした活動（音楽・パフォーマンスなど）
- ②図書・朗読に関わる活動
- ③視覚障がい者に関わる活動（点訳・音訳など）
- ④聴覚障がい者に関わる活動（手話など）
- ⑤精神保健ボランティア活動
- ⑥地域での喫茶・サロン活動
- ⑦子育て支援・おもちゃ図書館活動
- ⑧地域生活支援（外出支援や家事援助など）
- ⑨その他、善意銀行運営委員会で判断した活動

3. 対象経費 福祉ボランティア活動にかかる次の事業に要する経費

《使える経費》

- ①広報・啓発活動
 - ②ボランティア養成活動
 - ④ボランティア活動に必要な技能講習
 - ⑤ボランティア活動に必要な資機材などの購入
 - ⑥その他、ボランティア活動を継続的に行うために必要な活動
- ※この払出は年度を単位としています。令和6年度中の活動にかかる必要経費で申請してください。
※自らの責任において負担すべき経費（人件費・飲食費など）は対象外です。

4. 払出額 上限40,000円

5. 申込方法 申請書と必要書類を都島区社会福祉協議会まで提出してください。

《必要書類》

- ①会則または規約
- ②役員名簿
- ③活動計画書（別紙1）
- ④収支予算書（別紙2）
- ⑤前年度収支決算書
- ⑥活動の内容がわかる資料（議案書、チラシなど）

6. 申込期間 令和6年4月1日（月）～4月30日（火）必着

7. 選考方法 申請書類に基づき、善意銀行運営委員会で審査し、払出先と払出額を決定します。なお、払出されない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

8. 決定通知 結果については、申込期間終了後45日以内に文書で通知します。

《決定通知後の手続きのおおまかな流れ》 ※詳しくは払出決定団体にお知らせします。

- ①払出請求書を提出
- ②6月下旬頃、助成金交付
- ③事業完了後、30日以内に事業完了報告書及び必要書類を提出してください。

9. 留意事項
- (1) 申請日以降に、申請内容や役員などに変更がある場合はすみやかに届出ください。また、正当な理由がなく、申請内容に虚偽があったときや善意銀行運営委員会が不適切と判断した場合、返還いただく場合がありますので、ご注意ください。
 - (2) 申込受付後、必要に応じて別途書類の提出依頼や電話又は訪問等による問合せをさせていただくことがあります。
 - (3) この「福祉ボランティア活動応援資金」の払出を受けた団体が、大阪市ボランティア活動振興基金でも助成を受けていた場合、交付の決定を取り消します。また以後3年間は申請ができません。
 - (4) この「福祉ボランティア活動応援資金」と同じ申請内容で、他の助成金を受けている・受ける予定がある団体は対象外とします。
 - (5) 前年度に助成を受けている団体は、事業完了報告書の提出がない場合、次年度の助成は行いません。
 - (6) 払出は団体名義の口座への振込みとなりますので、必ず銀行通帳をご用意ください。

《申し込み・問い合わせ先》

社会福祉法人 大阪市都島区社会福祉協議会

〒534-0021 大阪市都島区都島本通3-12-31

電話（06）6929-9500 FAX（06）6929-9504

メールアドレス：miyv@miyakorin.com